

一般競争入札公告

社会福祉法人三恵会の発注する「特別養護老人ホームひかわ 見守りシステムおよびWiFi環境構築」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和7年12月10日

社会福祉法人三恵会
理事長 皆川慎一郎

1. 入札内容

- (1) 名称 特別養護老人ホームひかわ
(2) 場所 埼玉県さいたま市西区高木890-2
(3) 内容 ①見守りシステム整備一式
 ②Wi-Fi 整備一式
(4) 仕様書等 仕様書による
(5) 納品期限 令和8年3月19日（木）

2. 入札手続

- (1) 入札方法 一般競争入札
(2) 入札日時 令和8年1月14日（水）午前11時
(3) 入札場所 社会福祉法人三恵会
 特別養護老人ホームひかわ
 埼玉県さいたま市西区高木892
(4) 入札保証金 無
(5) 最低制限価格 ①無 ②有

3. 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者とする

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
(2) 本事業である介護ロボット・ICT 機器等整備事業について、過去 5 年間
 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等へ同等規模の
 構築・納入実績を有する者
(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等
 の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置
 要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
(5) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと

4. 入札参加申込受付期間及び入札仕様書配布期間

① 受付・配布期間

下記の期間内に競争参加資格確認申請書（様式1）を提出すること。

令和7年12月10日（水）午前10時～令和7年12月18日（木）午後5時

② 提出先

特別養護老人ホームひかわ 施設長 仁木甲之宛

〒331-0071 埼玉県さいたま市西区高木892

5. 入札参加の受理

① 申込後、競争参加資格を審査確認し、令和7年12月22日（月）迄に通知するとともに、審査において適とされた者に入札仕様書等の書類を配付する。

② 書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

6. 問い合わせ等

特別養護老人ホームひかわ 施設長 仁木甲之

〒331-0071 埼玉県さいたま市西区高木892

電話番号 048-620-7533 FAX番号 048-620-7537

7. 入札日時等

（1）入札日時および場所

令和8年1月14日（水）午前11時

特別養護老人ホームひかわ 埼玉県さいたま市西区高木892

（2）入札書の作成・提出方法

① 別紙の様式による入札書を作成し提出すること

② 上記により作成した入札書は、封筒に入れ封印すること

③ 代理人として入札させる場合は、委任状を提出すること

④ 次の事項に該当する入札は無効とする

・入札者の押印のない入札書による入札

・記載事項を訂正した場合、その個所に押印のない入札書による入札

・押印された印影が明らかでない入札書による入札

・入札に参加する資格のない者がした入札

・記載事項の記入のない入札書、または記入した事項が明らかでない入札書による入札

8. 開札等

（1）開札の日時および場所

令和8年1月14日（水）入札後に即時開札

特別養護老人ホームひかわ 埼玉県さいたま市西区高木892

（2）再度入札の取り扱い開札をした場合において、入札者またはその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行う。

9. 落札者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格の入札者が同額で2人以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。

(2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する（再度の入札は1回まで実施する）。

(3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、最低価格で入札した者で契約締結の意思がある場合に、次の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする。（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）

- ① 随意契約であっても契約額は、予定価格の範囲内であること。
- ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
- ③ 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
- ④ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にして事業者及び業者が署名捺印すること。

(4) 入札に参加する者が1者のみの場合は、1回のみ入札を行い、予定価格及び最低制限価格の範囲内の場合に落札者とする。なお、予定価格の範囲外の場合は、（3）の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする。

10. 入札に関する注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 次の各事項に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格がない者がした入札
- ② 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- ③ 他人の代理を兼ねた者がした入札
- ④ 二以上の入札書を提出した者がした入札
- ⑤ 二以上の者の代理をした者がした入札
- ⑥ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ⑦ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑧ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- ⑨ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑩ 次に掲げる入札書による入札

- イ 入札金額を訂正した入札書
- ロ 入札者の押印のない入札書
- ハ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書
- ニ 押印された印影が明らかでない入札書
- ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

⑪ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(6) 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び入札参加者から事情を聴取し、さいたま市と協議のうえ、入札の延期又は中止をすることがある。

11. 契約手続

- ① 開札を執行し契約の相手方を決定した際には、本件に関わる契約書を速やかに提出すること。当法人の理事会に諮り可決した場合、遅延なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 当法人理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする